

# 貸切委員会

## 静岡県バス協会

今回は、[中部貸切バス適正化センター](#)から事業概要の説明を受けるとともに、巡回指導の状況及び安全性評価認定制度の状況について報告を受け、貸切バス事業の現状について情報交換を行いました。

1. 日時 令和3年3月22日（月）15時30分～

2. 場所 静岡県産業経済会館

3. 議題



(1) 貸切バスの現状について  
静岡県バス協会

(2) [中部貸切バス適正化センター](#)の事業について  
中部貸切バス適正化センター 杉本首席適正化指導員

(3) 貸切バス事業適正化委員会の巡回指導及び  
[貸切バス事業者安全性評価認定制度](#)の状況について  
静岡県バス協会

(4) 各ブロックの貸切バス事業について  
東部地区 伊豆箱根バス株式会社 津田次長  
中部地区 静鉄ジョイステップ株式会社 福島部長  
西部地区 遠州鉄道株式会社 石田課長

### 貸切バスの静岡バス協会加盟各社へ!

安全・安心な貸切バスを選びましょう  
～利用者が安心できる貸切バスのガイドライン～

#### 1. 貸切バス事業者の選定に関する留意点

- (1) 事業許可 地方運輸局長等から「一般貸切旅客自動車運送事業」の許可が必要です。
- (2) 営業区域 輸送の安全を確保する為、発地及び着地のいずれかが事業者の営業区域内であることになっています。
- (3) 輸送の安全性等を判断するうえで参考となる情報
  - ① 国土交通省の行政処分情報⇒国土交通省ホームページにて確認できます。
  - ② 任意保険の加入状況⇒貸切バス事業者は自賠責保険に加え、対人無制限、対物200万円以上の任意保険の加入が義務化されています。
  - ③ 貸切バス事業者安全性評価認定制度⇒公益社団法人日本バス協会が、安全性や安全の確保に向けた取組等を点検して評価し、☆の数で認定・公表しています。\*日本バス協会ホームページにて認定事業者を確認できます。

#### 2. 安全に配慮した無理のない旅行行程作成のための留意点

行程は利用者の希望が第一ですが、運行速度、運転者の運転時間や休憩等に配慮が必要です。  
① 予定走行距離 ② 見込まれる運行速度 ③ 運転時間・休憩時間等 ④ 運転者の休憩場所、駐車場の確保  
⑤ 交差運転者の確保(長距離、長時間運行の場合)

#### 3. 運送契約に関する留意点

- (1) 運送約款の内容の確認
  - ① 運送申込み⇒契約を結ぶ者の氏名、連絡先、乗車申込人員、車種別の車両数、配車の日時、場所、行程等
  - ② 運賃及び料金⇒バス事業者が地方運輸局へ届出た運賃・料金で契約することが必要です。
- (2) 事故・故障等緊急時の対応について  
契約責任者の緊急連絡先は運送申込書に記載し、貸切バス事業者の緊急連絡先は運送引渡書に記載されます。

#### 運賃・料金制度について

#### 1. 時間制運賃とキロ制運賃を合算して計算します

- ① 時間制運賃 出庫から入庫までの時間に、出庫点検・乗降点検の各1時間ずつ合計2時間を加え、時間制運賃を算する(最低保障として、3時間に点検時間の2時間を加算した5時間とします)。
- ② キロ制運賃 出庫から入庫までの距離にキロ制運賃を算する。

#### 2. バス運賃等に係る行政処分

- ① バス事業者 初違反⇒60日車の車両使用停止/再違反⇒120日車の車両使用停止
- ② 旅行業者 貸切バス事業者が乗出運賃違反で行政処分を受け、旅行業者の購与が疑われる場合、地方運輸局より国土交通本省を通じて観光庁に通報され、旅行業者等に対しては立入検査等旅行業法に基づく措置が講じられます。

#### 安全対策への取り組みについて

- 1. デジタルタコグラフ及びドライブレコーダーの装着を進め、よりレベルの高いバスの運行管理に取り組みしています。(令和元年12月1日よりドライブレコーダーの装着が義務付けられます。)
- 2. 新車の導入にあたっては、先進安全自動車(ASV車両)の導入に積極的に取り組んでいます。
- 3. 平成29年4月より貸切バス事業の許可更新制度が導入されました。(5年毎の更新)
- 4. 平成29年9月から長期指定機関(貸切バス適正化センター)による巡回指導が行われています。

この(NBA)会員章は、公益社団法人日本バス協会に加盟しているバス会社の車両に貼られます。

一般社団法人 静岡県バス協会 ☎054-255-9281  
http://www.shizuoka-bus-kyokai.or.jp/